

名古屋市公報	平成30年 3月14日 第1249号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規則

- 名古屋国際センター条例施行細則の一部を改正する規則
 (観光・国際交流課) (第10号) 4

告示

- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第123号) 6
- 平成27年名古屋市告示第 417号の廃止 (会計・出納課) (第124号) 8
- 名古屋市中村児童館の臨時開館について (子青・青少年家庭課) (第125号) 9
- 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第126号) 10
- 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について (消防・総務課) (第127号) 12
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第128号) 13
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第129号) 15
- 換地処分に係る公示送達 (住都・区画整理課) (第130号) 17
- 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出 (住都・区画整理課) (第131号) 18
- 名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について (健福・障害企画課) (第132号) 19
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第133号) 20
- 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第134号) 21
- 名古屋市守山福祉会館の臨時休館について (健福・高齢福祉課) (第135号) 22
- 名古屋市守山児童館の臨時休館について (子青・青少年家庭課) (第136号) 23
- 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (住都・区画整理課) (第137号) 24
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第138号) 25
- 有料公園施設の供用時間の変更について (観光・名古屋城総合事務所) (第139号) 26
- 名古屋都市計画事業の認可 (緑土・緑地事業課) (第140号) 28

○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課)	(第141号)	29
選 挙 管 理 委 員 会 告 示			
○ 各種直接請求等に必要な数について		(第1号)	30
病 院 局 告 示			
○ 名古屋市病院局の公金の出納取扱金融機関の指定		(第1号)	32
公 告			
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)		33
○ 鶴舞公園多目的グラウンドの利用料金の公告	(緑土・緑地管理課)		36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)		37

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋国際センター条例施行細則の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

名古屋国際センターの附属設備のスライドプロジェクター及びオーバーヘッドプロジェクターを廃止します。（別表関係）

2 施行期日

平成30年 4月 1日から施行します。

名古屋国際センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 8 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第10号

名古屋国際センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋国際センター条例施行細則（昭和59年名古屋市規則第92号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

種類又は品目	単位	利用料金の基準額	備 考
スライドプロジェクター	1 式	800円	
オーバーヘッドプロジェクター	1 式	1,000円	

を」

「

種類又は品目	単位	利用料金の基準額	備考
--------	----	----------	----

に、

」

「いす」を「椅子」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

名古屋市告示第123号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年3月5日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

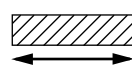
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	旭春日井線	名古屋市守山区大字下志段味 字吉田2255番地先から	前	0.051	4.65 ～ 6.63	附 図
			名古屋市守山区大字下志段味 字吉田2255番地先まで	後	0.051	18.64 ～ 28.65	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第 124号

平成27年名古屋市告示第 417号の廃止

平成27年名古屋市告示第 417号（指定代理金融機関の指定）は、平成30年 3月31日をもって廃止します。

平成30年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第 125号

名古屋市中村児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

平成30年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 臨時に開館する施設
名古屋市中村児童館
- 2 臨時に開館する日及び時間
平成30年 3月25日（日）
午前10時から午後 4時まで

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 126号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

小幡ちよだ 公園	守山区小幡千代田	図面守山 112の 区域	平成28年 4月 1日
-------------	----------	-----------------	-------------

」

を

「

小幡ちよだ 公園	守山区小幡千代田	図面守山 112の 区域	平成28年 4月 1日
しんこうじ 公園	守山区大字下志段味 字北畑	図面守山 113の 区域	平成30年 3月 7日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成30年 3月 7日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 127 号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126 号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「	名古屋市名東消防署 豊が丘出張所	名古屋市名東区豊が丘 802 番地	」を
「	名古屋市名東消防署 豊が丘出張所 名古屋市天白消防署 島田出張所	名古屋市名東区豊が丘 802 番地 名古屋市天白区島田三丁目 301 番地	」に

改める。

附 則

この告示は、平成30年 3 月20日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 128号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

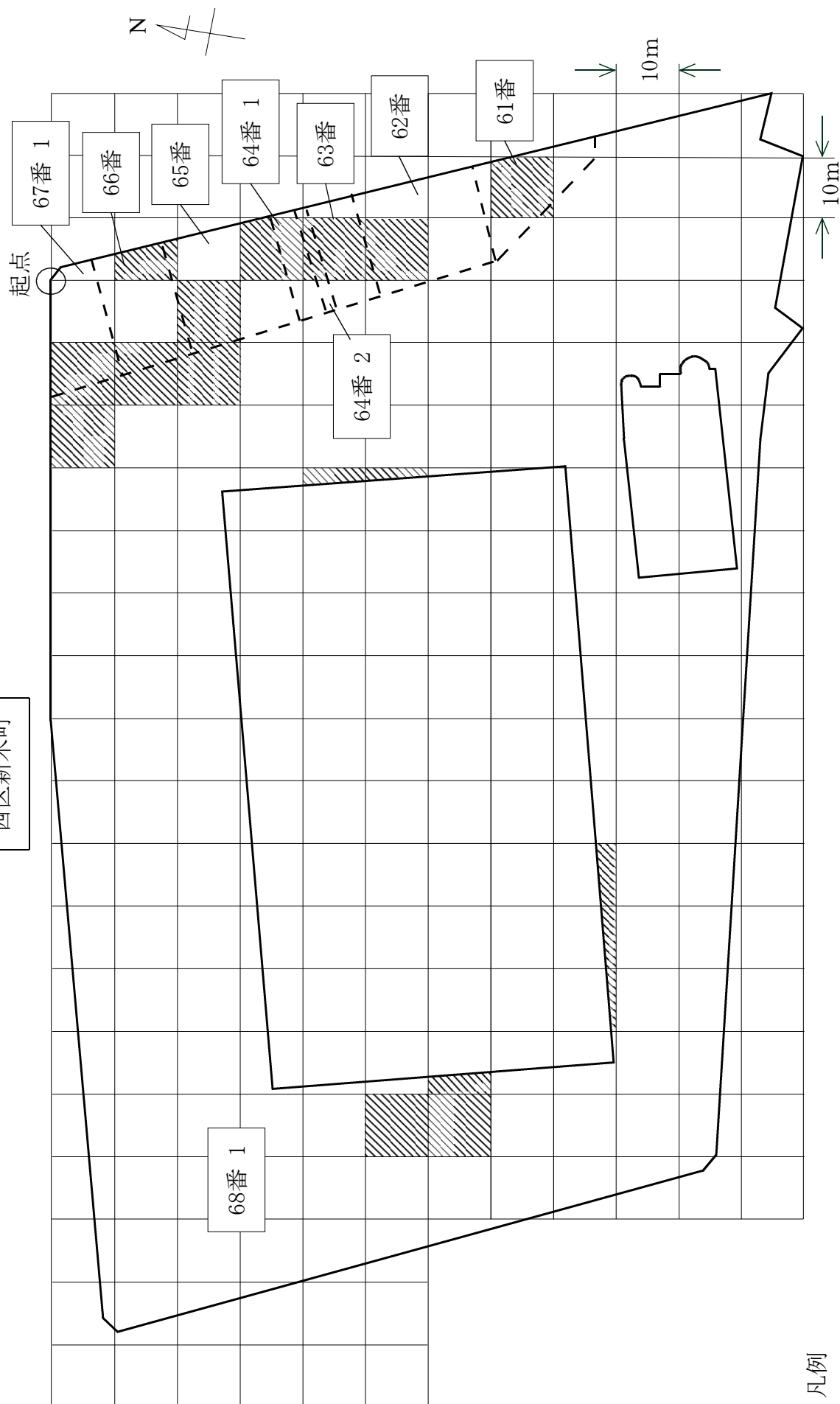
名古屋市西区新木町61番の一部、62番の一部、63番の一部、64番 1の一部、64番 2の一部、65番の一部、66番の一部、67番 1の一部及び68番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

西区新木町



凡例

-  : 調査対象地
-  : 筆の境界
-  : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 129号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字一里山 1番 1の一部及び 1番 5の一部（詳細は、別紙のとおり）

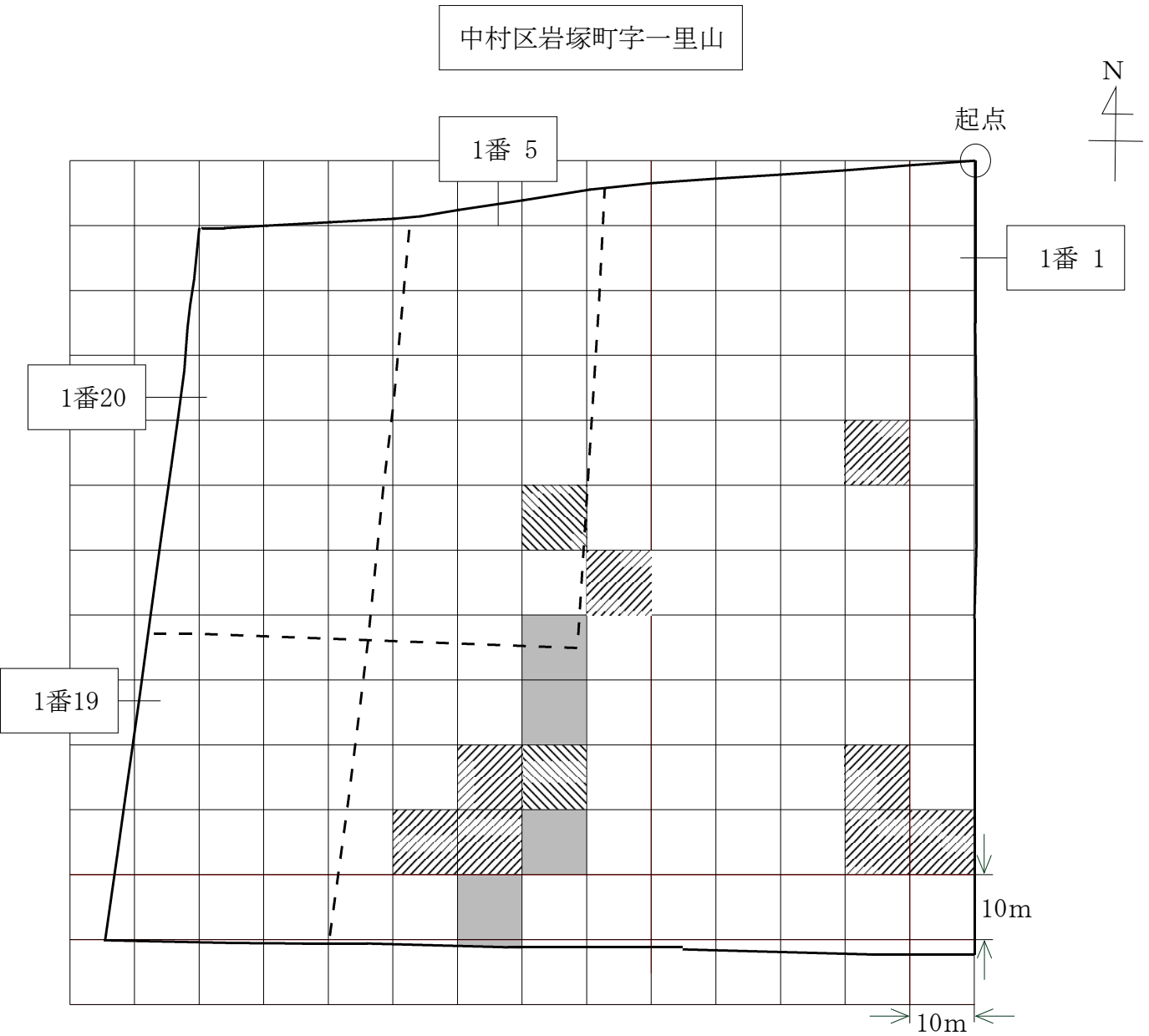
2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

□ : 調査対象地

--- : 筆の境界

斜線 : 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合))

斜線 : 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壌含有量基準不適合))

灰色 : 形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 (土壌溶出量基準不適合並びに土壌含有量基準不適合))

名古屋市告示第 130 号

換地処分に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る知多都市計画事業常滑大谷土地区画整理事業施行者常滑大谷土地区画整理組合が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第77条第 5 項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が愛知県常滑市大谷字道向 113 番地 1 にある掲示板に掲示されています。

上記のことについて、同法第 133 条第 2 項において準用する同法第77条第 5 項の規定により公告します。

平成30年 3 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
今津 幸治郎	名古屋市東区小市場町 1 丁目 7 番地	愛知県常滑市大谷字井戸尻55番 6

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 131 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成30年 3 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
松 原 宏 平	名古屋市守山区大字上志段味字馬洗淵 848 番地

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 132号

名古屋市障害者スポーツセンターの臨時開館について

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）第 2条第 3項の規定に基づき、次のとおり臨時に休館日に開館します。

平成30年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市障害者スポーツセンター

2 臨時に開館する期日

平成30年 5月 4日（金）

平成30年 5月 5日（土）

平成30年 5月 6日（日）

平成30年 8月12日（日）

平成30年11月 4日（日）

平成30年11月24日（土）

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 133号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
水谷 伸昌 名古屋市中川区中郷二丁目35番地 101
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区水里三丁目 139番、畑、255.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
安井 文昭 名古屋市中川区富永二丁目 343番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日まで
 - (4) 借賃 年額 2,550円
 - (5) (4) の支払方法 毎年 2月に現金支払

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 134号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
加藤 哲嗣 名古屋市中川区八田町 304番地
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西蟹田1111番、畑、120.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
小塚 卓生 名古屋市港区東蟹田1415番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 平成30年 4月 1日から平成33年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 135号

名古屋市守山福祉会館の臨時休館について

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）第21条第3項の規定により、平成30年3月13日から同月15日まで、名古屋市守山福祉会館を水道管工事のため臨時に休館します。

平成30年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 136号

名古屋市守山児童館の臨時休館について

給水管露出配管工事に伴う断水のため、名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）第12条第 3項の規定により、平成30年 3月13日から同月15日まで、名古屋市守山児童館を臨時に休館します。

平成30年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第 137号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

平成30年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た かし

1 組合の名称

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木85番地の 118

3 設立認可の年月日

平成 7年 8月 7日

4 変更の内容

施行地区の区域に名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木の一部を追加する。

事業施行期間を平成32年 3月31日まで延長する。

5 変更認可の年月日

平成30年 3月 8日

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第138号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年3月8日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人永熊会	名古屋市緑区南大高四 丁目107番地	平成30年1月1日以後に 個人が支出する寄附金
特定非営利活動法人 ビフレンダーズあい ち自殺防止センター	名古屋市北区楠味鋤五 丁目2527番地	平成30年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 139号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成30年 3月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

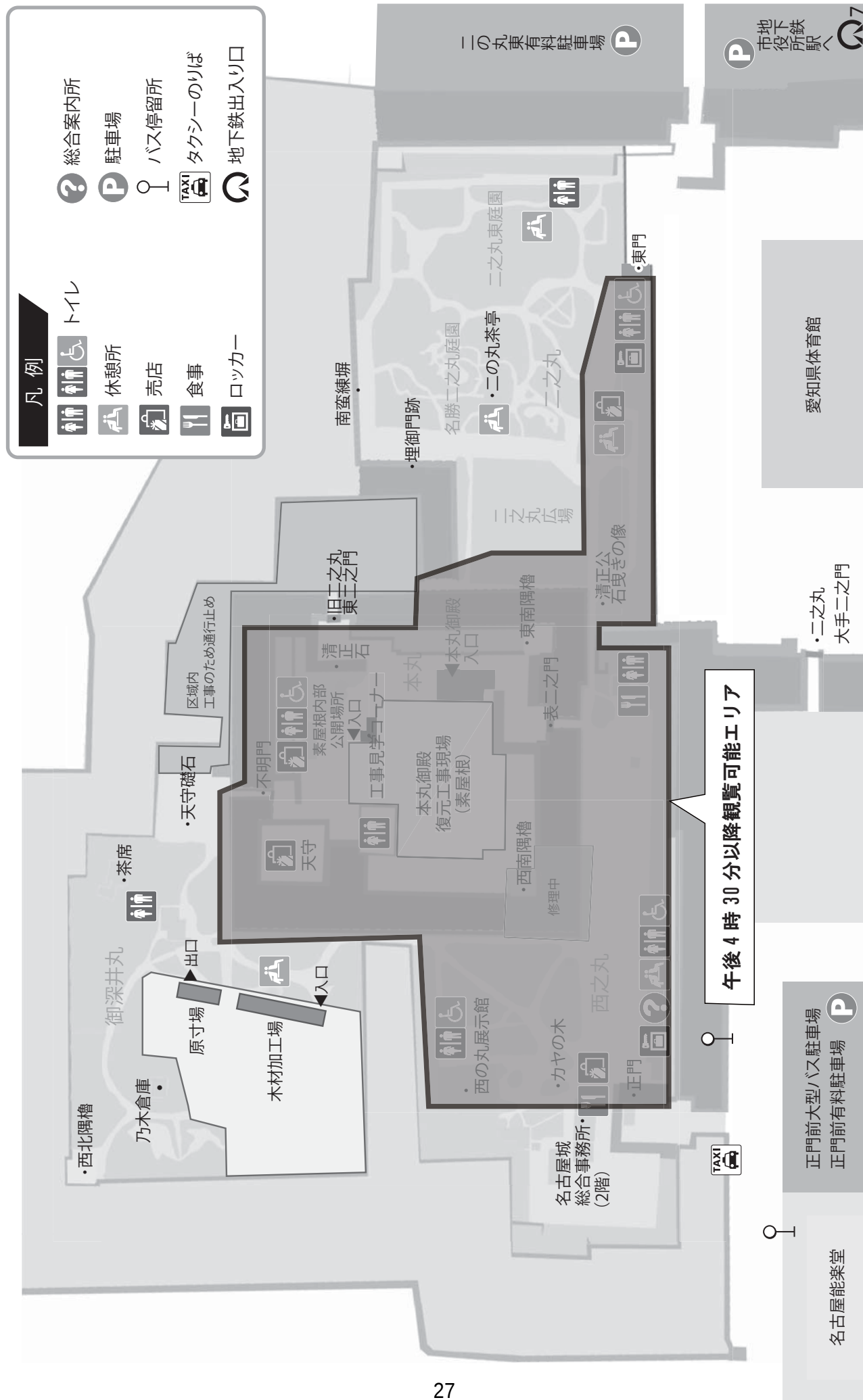
平成30年 3月24日から同年 4月 8日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 7時30分まで」に変更し、平成30年 4月 9日から同年 5月 6日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 5時30分まで」に変更します。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 4時30分から午後 7時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 午後4時30分以降利用区域図



名古屋市告示第 140号

名古屋都市計画事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年 3月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画公園事業 8・5・8号久屋大通公園

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

8・5・8号久屋大通公園

名古屋市中区丸の内三丁目及び錦三丁目地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 141号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

平成30年 3月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画公園事業 8・5・8号久屋大通公園

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

平成30年 3月 9日から平成33年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成30年3月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,467 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,167 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,538 人	熱 田 区	18,265 人
東 区	20,965 人	中 川 区	60,216 人
北 区	45,554 人	港 区	39,177 人
西 区	40,768 人	南 区	38,118 人
中 村 区	37,585 人	守 山 区	46,771 人
中 区	22,703 人	緑 区	65,674 人
昭 和 区	28,196 人	名 東 区	43,811 人
瑞 穂 区	29,760 人	天 白 区	43,350 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

312,223 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市病院局告示第 1号

名古屋市病院局の公金の出納取扱金融機関の指定

平成20年名古屋市病院局告示第 1号（名古屋市病院局の公金の出納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行します。

平成30年 3月 6日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

名古屋市病院局管理部経理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルディング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中村区名駅三丁目2701番 外25筆	名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
三菱地所(株)	代表取締役 杉山 博孝	東京都千代 田区大手町 一丁目 6番 1号	変更なし	代表執行役 吉田 淳一	東京都千代 田区大手町 一丁目 1番 1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	(株)サークル Kサンクス	代表取締役 竹内 修一	東京都中央 区晴海二丁 目 5番24号	(株)ファミリ ーマーケット	代表取締役 澤田 貴司	東京都豊島 区池袋三 丁目 1番 1 号	平成 28年 9月 1日

2	DENHAM THE JEAN MAKER JAPAN(株)	代表取締役 根岸 洋明	東京都渋谷区猿楽町25番 8号	(株)デンハム・ジャパン	変更なし	東京都目黒区青葉台一丁目15番 1号	平成28年4月1日
3	D i p t y q u e J a p a n(株)	代表取締役 福住 和久	東京都港区南青山五丁目 6番15号	変更なし	代表取締役 川島 一雄	東京都港区南青山五丁目11番22号	平成29年8月17日
4	(株)三越伊勢丹	代表取締役 大西 洋	東京都新宿区新宿三丁目14番 1号	変更なし	代表取締役 杉江 俊彦	変更なし	平成29年4月1日
5	(株)ルック	代表取締役 牧 武彦	東京都目黒区中目黒二丁目 7番 7号	変更なし	代表取締役 多田 和洋	変更なし	平成27年3月27日
6	(株)スコルピオ	代表取締役 宮崎 良樹	福岡市中央区天神一丁目 7番11号	変更なし	代表取締役 記野 円	変更なし	平成29年1月1日
7	(株)J S . W O R K S	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷区神南一丁目 5番 6号	変更なし	変更なし	東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号	平成29年7月24日
8	林物産(株)	代表取締役 林 貴夫	名古屋市中区大須三丁目44番30号	変更なし	変更なし	名古屋市中区上前津一丁目 4番 5号	平成28年11月1日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成30年 2月 9日
- (2) 設置者の代表者については、平成29年 4月 1日
- (3) 設置者の住所については、平成30年 1月 5日
- (4) 小売業者については、上記2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、所在地の表記訂正のため
- (2) 設置者については、代表者及び住所変更のため
- (3) No. 1の小売業者については、事業承継のため
- (4) No. 2の小売業者については、名称及び住所変更のため

- (5) No. 3の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (6) No. 4からNo. 6までの小売業者については、代表者の変更のため
- (7) No. 7及びNo. 8の小売業者については、住所の変更のため

5 届出の日

平成30年 2月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月 5日から同年 7月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月 5日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

鶴舞公園多目的グラウンドの利用料金の公告

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 3第 2項の規定に基づき、平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日までに適用される鶴舞公園多目的グラウンドの利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

平成30年 3月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用料金

有料公園施設の名称	使用区分	平日	土曜日・日曜日等
鶴舞公園多目的グラウンド（1面）	1時間当たり	6,000円	8,000円

日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日をいい、平日とは土曜日及び日曜日等以外の日をいう。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 3月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド新野並店

名古屋市緑区鳴海町字小森 1番地の 3 ほかに10筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区鳴海町字小森 1番地の 3 外10筆	名古屋市緑区鳴海町字小森 1番地の 3 ほかに10筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
三交不動産 (株)	代表取締役 長嶋 賢次	三重県津市 丸之内 9番 18号	変更なし	代表取締役 高林 学	変更なし

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 2月15日

(2) 設置者については、平成28年 6月20日

4 変更した理由

(1) 店舗の所在地については、誤記修正のため

(2) 設置者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 2月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 3月 8日から同年 7月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 7月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課